二三七　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　九　八
二三八―二四一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　195　一
二四二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　195　三
二四三―二四四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　195　四
二四五　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　一六　200　二二
二四六　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　204　九九
二四七　各都道府県共同募金会が令和四年十月一日から令和五年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　三〇　四
一　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件　**○財務省、厚生労働省、農林水産省**　二六　204　九九
一八　有機加工食品の日本農林規格を制定する件　一　二
一九　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　三
二〇　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　四
二一　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　五
二二　有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準を定める件　二一　四
二三　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第四十一条第一項の規定に基づき農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金を定める件　二六　204　一〇〇
二四　有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法を定める件　二八　一
二五　有機飼料及び有機加工食品の生産行程管理者の技術的基準を定める件　二八　一
二六　有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品の小分け業者の技術的基準を定める件　二八　一
二七　有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の輸入業者の技術的基準を定める件　二八　二
二八　有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品の生産行程についての検査方法を定める件　二八　二
二九　有機飲食料品に係る主務大臣が定める農林物資の種類ごとの認証事項の確認を行う期間を定める件　二八　二
三〇　有機飲食料品に係る主務大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準を定める件　二八　二
三一　日本農林規格等に関する法律施行令第二条第一項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等を定める件　二八　二
三二　日本農林規格等に関する法律施行令第二条第二項の畜産物等に係る主務大臣が定める基準等を定める件　二八　二
三三　日本農林規格等に関する法律施行令第十八条第三号の飲食料品に係る主務大臣が定める基準を定める件　二八　二
三四　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金の一部を改正する件　三〇　四
六　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項の一部を改正する告示　**○財務省、経済産業省、農林水産省**　三〇　五
七　株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件　三〇　六